

議案第79号

十和田地域広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十和田地域広域事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成30年12月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

監査制度の独立性及び専門性の強化を図るため、組合議会議員からの選任に代えて、識見を有する者から監査委員を選任することとするため、規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

十和田地域広域事務組合規約の一部を変更する規約

十和田地域広域事務組合規約（昭和47年青森県知事指令第4533号）の一部を次のように変更する。

第15条第2項中「管理者が組合の議会の同意を得て組合議員のうちから選任するものとし」を「十和田市代表監査委員をもって充て」に、「十和田市監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された監査委員をもって充てる。」を「管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者うちから選任する。」に改め、同条第3項中「組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見を有する者うちから選任される者にあつては、十和田市監査委員の任期による。」を「代表監査委員にあつては十和田市代表監査委員の任期によるものとし、代表監査委員以外の監査委員にあつては4年とする。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 代表監査委員は、十和田市代表監査委員である監査委員をもって充てる。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 変更前の十和田地域広域事務組合規約第15条第2項の規定により十和田地域広域事務組合（以下「組合」という。）の議会の議員のうちから選任された監査委員であった者であつて平成30年12月31日に在職していたものは、変更後の十和田地域広域事務組合規約第15条第2項の規定により組合の議会の同意を得て識見を有する者うちから選任される監査委員が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。